



ケア従事者のための  
身体拘束ゼロ  
ハンドブック

～拘束のないケアを  
実現するために～

岡山県



## はじめに

介護保険施設等での身体拘束については、平成12年4月にスタートした介護保険制度において原則禁止とされました。また、平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法においては、初めて「高齢者虐待」が定義されましたが、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束は全て高齢者虐待として取り扱われると考えられます。

県が実施した身体拘束に関する実態調査の結果からは、介護保険施設において身体拘束を廃止しようとするさまざまな取り組みが行われており、ケア従事者に身体拘束の廃止に関する高い意識があることがわかります。一方で、入所者の安全を守るには、行動を制限する以外に方法が見つからないというジレンマを抱えながら、身体拘束を選択している実状も見られます。

本当に、身体拘束はやむを得ないのでしょうか。ケアの本質をしっかりと見直さない限り、拘束のないケアは実現しません。

このハンドブックは、介護保険施設等のケア従事者が拘束を選択しようとする場面に直面した時、一度、立ち止まって、別の選択肢を考えることができるよう作成しました。ケア従事者は、ポケットに入れて、いつでも確認してください。

日々のケアの質の向上こそが、身体拘束のないケアの実現につながる唯一の道です。

岡山県保健福祉部長寿社会課



# 目次

## 1

### 総論

- § 1 ケアの本質を考えるために…………… 3
- § 2 身体拘束とは…………… 5
- § 3 利用者本人、家族への説明…………… 8

## 2

### 具体的行為

- § 1 ベッドを柵(サイドレール)で囲む…………… 9
- § 2 車いすの腰ベルト等を装着し続ける…………… 13
- § 3 つなぎ服を着用させる…………… 17
- § 4 ミトン手袋を装着し続ける…………… 21
- § 5 ひもで四肢の動きを制限する…………… 23
- § 6 部屋から出られないよう鍵をかける…………… 27

## 3

### 基本的ケア

- § 1 離床を促す…………… 29
- § 2 口から食べる…………… 33
- § 3 トイレで排泄する…………… 37
- § 4 水分管理…………… 40
- § 5 日中の活動(アクティビティ)…………… 43
- § 6 行動の観察と分析(認知症の場合)…………… 46
- § 7 福祉用具の選定…………… 50